

公立大学法人公立鳥取環境大学役員退職手当規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)の理事長、副理事長及び理事(非常勤の者を除く。以下「役員」という。)の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の給料月額を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会が行う業務実績の評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じてこれを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第3条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員と鳥取県職員又は鳥取市職員との間における退職手当の特例)

第5条 鳥取県職員(職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「鳥取県退職手当条例」という。)第2条に規定する職員をいう。)又は鳥取市職員(鳥取市職員退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号。以下「鳥取市退職手当条例」という。)第1条に規定する職員をいう。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の鳥取県職員又は鳥取市職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き鳥取県職員又は鳥取市職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に鳥取県職員又は鳥取市職員に復帰し鳥取県職員又は鳥取市職員として退職したと仮定した場合の鳥取県退職手当条例又は鳥取市退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とす

る。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における鳥取県職員又は鳥取市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

(役員と職員との間における退職手当の特例)

第6条 役員が、引き続いて職員(公立大学法人公立鳥取環境大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日には職員に復帰し、職員として退職したと仮定した場合の、役員としての在職期間(職員として引き続いた在職期間を含む。)を職員退職手当規程第8条に規定する退職手当計算期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため職員を退職した日における職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

4 職員を兼務する役員の退職手当は、第2条の規定にかかわらず、職員退職手当規程によるものとする。

(その他退職手当を支給しない役員)

第7条 鳥取県職員又は鳥取市職員が鳥取県退職手当条例又は鳥取市退職手当条例による退職手当の支給を受けて退職後に、引き続いて法人の役員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額をその者に、死亡による退職のときは、その遺族に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法については、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

(職員退職手当規程の準用)

第9条 遺族の範囲及び順位については、職員退職手当規程第5条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第36号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。